

わっと楽しくスポーツふそう

傷害等補償制度(令和7年度)のご案内

当クラブでは、会員の皆様が各種教室・イベント等クラブ管理下での団体活動中の事故により被った傷害について、加入保険（スポーツ安全保険）契約により次のとおり補償します。
なお、当クラブは地域住民主導型の非営利運営であり、加入保険による一定の補償はありますが、それ以外は自己の責任となりますので予めご了承下さい。

傷 害 区 分	傷 害 保 険 補 償 額
通院したとき	・ 幼児～64 歳未満 1 日につき 1,500 円 ・ 65 歳以上 1 日につき 1,000 円
入院したとき	・ 幼児～64 歳未満 1 日につき 4,000 円 ・ 65 歳以上 1 日につき 1,800 円
後遺障害のとき	・ 中学生以下 4,500 万円 ・ 高校生以上 64 歳未満 3,000 万円 ・ 65 歳以上 900 万円
死亡したとき	・ 中学生以下 3,000 万円 ・ 高校生以上 64 歳未満 2,000 万円 ・ 65 歳以上 600 万円
[備 考] ※1 傷害保険とは、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による補償をいいます。(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。) ※2 賠償責任保険にも加入しており、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を支払い限度額内で補償します。 ※3 突然死葬祭費用保険もあり支払い限度額で負担額を補償します。 ※4 加入する保険はワイドコース（個人活動補償型）ではありません。	

- ◆ 「クラブ管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導者等の指示に従って団体活動を行っている間及び自宅との通常の経路往復中をいいます。

特定非営利活動法人
わっと楽しくスポーツふそう
理 事 長 浅野 まさる